

平成 21 年 4 月 17 日

各 位

株式会社ジー・エフ  
代表取締役社長 岡田 博之

平成 21 年 4 月 17 日付 証券取引等監視委員会による  
当社元役員に対する課徴金納付命令の勧告について

日頃は、当社業務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日 証券取引等監視委員会から、当社元役員に対して、平成 19 年 9 月から 10 月に当社の前身である旧株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社。以下旧ジー・エフ）の取締役就任中に行った内部者取引が金融商品取引法違反にあたりと認定し、課徴金納付命令を発出するよう内閣総理大臣及び金融庁長官へ勧告したとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは、当社として誠に遺憾であり、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

勧告の対象である元役員は、平成 20 年 6 月 2 日に旧ジー・エフの取締役を退任し、当社（現株式会社ジー・エフ）取締役に就任した後、昨年 9 月末日をもって当社の取締役も退任しております。退任後は、昨年 10 月 1 日から本年 1 月 31 日までの期間、当社との業務委託契約により当社の相談役となっておりましたが、本年 1 月末日をもって当委託契約を終了しております。また勧告の対象は、旧ジー・エフ取締役就任中の内部者取引に関するものであります。

しかしながら当社と致しましては、元役員の当社の前身にあたる企業の取締役就任中の行為が課徴金にあたるものと認定されたという事実を重く受け止め、あらためて内部管理体制並びにコーポレートガバナンスの一層の強化に取り組むとともに、関係者の皆様に陳謝申し上げる次第でございます。

勧告の内容と今後の対応等につきましては、当社親会社である日本アジアグループ株式会社のホームページの I R ニュース (<http://www.japanasiagroup.jp/>) をご参照いただきたくお願い申し上げます。

以上